

雇用保険の遡及適用について

- 事業主は、雇用する労働者が適用要件を満たす場合には、当該被保険者について、雇用保険被保険者となったことを届け出なければならないこととなっている（雇用保険法第7条）。

- 労働者は、いつでも、自ら被保険者であったことの確認を公共職業安定所に請求することができることとなっている（雇用保険法第8条）。

- 上記により、公共職業安定所において当該労働者が雇用保険の被保険者であったことを確認した場合には、当該労働者は、確認のあった日から2年前まで遡及して雇用保険の被保険者となることができる（雇用保険法第9条、第14条）。

- 労働保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条）。